



## 市県民税・国保税の申告が始まる前にご準備を（2月17日から）

税務課 ☎22-3148 ☎55-3148

### 平

成25年分市県民税・国民健康保険税の申告が2月17日頃から始まります。詳しくは、広報あそ2月号などでお知らせします日程表をご確認いただき、必要な書類を持参の上、申告してください。

**申告をしなければ  
ならない人**

- ▽平成26年1月1日現在、阿蘇市に住所がある人で次に該当する人など
- ▽営業、農業などの事業収入や不動産収入がある人
- ▽国民健康保険に加入されている人
- ▽給与所得が2ヶ所以上あり年末調整をしなかった人
- ▽報酬、料金、契約金及び賞金等の支払を受けた人
- ▽医療費控除等の所得控除を受ける人
- ▽肉用牛の売却による農業所得の特例を受ける人
- ▽家内労働者等の事業所得等

（検診員・保険外交員などの所得計算の特例を受ける人

▽住宅ローン税額控除を受ける人

**申告をしなかった  
場合は**

- ▽所得証明書などの交付ができません。
- ▽国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられません。
- ▽そのほか、市営住宅家賃や保育料の算定などに支障をきたす場合があります。
- ▽消費税率の引き上げに伴い、低所得者への簡素な給付が実施されますが、未申告の場合は受給できないことがあります。

### 事業主の皆さまへ

平成25年中に給与、賃金などを支払った場合は、「給与

所得の源泉徴収票を作成し、すべての受給者に交付することになっていきます。

また「給与支払報告書」は、職業形態、支払い金額にかかわらず、平成26年1月1日現在、受給者の住所のある市町村に、1月31日迄までに提出してください。

### 平成26年度市県民税 均等割額の引上げ

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が施行され、個人市県民税の均等割の税率が10年間に限り引き上げられます。

この改正は、東日本大震災を教訓に、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災等のための施策に必要な財源を確保することを目的としたもので、平成26年度から35年度までの

間、措置されるものです。（市県民税500円、県民税500円、計1000円の引上げ）

### 納付証明書の発行

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払額を証明する納付証明書を無料で発行しています。

必要な方は本庁税務課、ほけん課または各支所窓口にてお申し出ください。（所得税の確定申告書を提出する際、納付証明書の添付義務はありません。）

### 【問い合わせ】

- ▽税務課 ☎22・3148
- ▽ほけん課 ☎55・3148
- ▽国民健康保険税（介護保険料・後期高齢者医療保険料） ☎55・3145

申告

## ご自身の固定資産、しっかり把握していますか？

※家屋の滅失もれや未登記家屋の所有権移転などについては、届け出がなかった場合、誤って課税されることとなりますので、必ず届け出をお願いします。

- 固定資産税（土地・家屋・償却資産）は、1月1日現在、所有者として登記（登録）されている方に課税されますが、固定資産税の課税誤りや課税もれを防ぐため、『名寄帳証明書』を取得するか、毎年5月に送付する『固定資産税納税通知書』の課税明細書をご覧になり、ご自身の固定資産との照合をお願いします。
- また、平成25年中において次に該当する物件があれば、税務課資産税係までご連絡ください。
  - ▽家屋の新築、増築、取り壊し
  - ▽未登記家屋の売買、贈与等による所有権移転
  - ▽家屋の用途変更（住宅から店舗への変更など）
  - ▽土地の利用状況の変更（地目の変更など）

## 平成26年度償却資産の申告について

- 会社や個人で事業（製造業・農林業・サービス業・建設業等）を行っている方で、平成26年1月1日現在、阿蘇市内に償却資産を所有している方は、地方税法の規定により、その所有状況を1月31日までに申告していただく必要があります。
- 償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、資産の多少に関わらず申告が必要です。
- 償却資産
  - ▽構築物（舗装路面、門、塀、広告塔など）
  - ▽機械及び装置（各種加工製造用機械、農業用機械など）
  - ▽車両及び運搬具（大型特殊自動車など。ただし、自動車税及び軽自動車税の対象となるものについては対象外）
  - ▽工具器具及び備品（商品陳列棚、パソコン、レジスターなど）
- 申告方法
  - 12月下旬に郵送しました「償却資産申告書」に、所有している資産をご記入のうえ、期限までに提出してください。新規に事業を開始された方や、償却資産を所有されていて申告書が郵送されなかった方は、税務課資産税係までご連絡ください。
- 提出期限および提出先
  - ▽提出期限 1月31日迄まで
  - ▽提出先 税務課または各支所市民係

## 太陽光発電による売電収入の申告について

- 太陽光発電設備を設置し、売電による収入が生じる場合には、次のとおり申告が必要です。
- ① 個人が自宅に設置した太陽光発電による余剰電力を売却した際、売電収入金額から必要経費を差し引いた残りがある場合は雑所得として申告が必要です。また、店舗や賃貸アパート等に設備を設置している場合は、事業所得の付随収入に該当することがあります。
- ② 全量売電している設備については、償却資産の申告が必要です。
- 問い合わせ  
税務課  
☎ 22・3148  
☎ 55・3148



申請

介護保険の要介護認定を受けている方へ

## 税申告で障害者控除を受けられる場合があります

ほけん課 介護保険係 ☎ 22-3145 ☎ 55-3145

### 障

害者手帳などの交付を受けていない場合でも、次に該当する方であ

かつ認定の基準を満たしている方は、所得税、住民税の障害者控除を受けられる場合があります。

控除を受けたい場合は、申告時に認定書が必要になりますので、交付を希望される方は、ほけん課介護保険係にお問い合わせください。

●認定書の対象者（次のすべてに該当する人）

①平成25年12月31日現在（年の途中に死亡した場合はその日）で阿蘇市の介護保険第1号被保険者に該当している人

②要介護認定を受けていて、認定基準を満たしている人（要支援は非該当）

③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書等を所持していない人

### ●認定の基準

基準に基づき、介護保険の認定情報等により審査しますが、単に要介護度だけでなく、身体の障害の状態及び認知症の状態による自立度も含めて判定します。要介護認定を受けている方であっても、必ずしも認定書の交付を受けられるとは限りません。

### ●申請方法

- ▼申請者 本人または親族
- ▼持参物 介護保険証、印鑑
- ▼申請先 市役所ほけん課
- ※申請用紙はほけん課及び各支所市民係の窓口にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。
- ※受付後、審査して郵送で交付しますので、時間に余裕をもって申請書を提出してください。窓口にの即時交付はできません。（10日前後の期間を要します。）

確認

## 《e-Tax をご利用の方へ》 証明書の有効期限は大丈夫？

市民課 戸籍係 ☎ 22-3135 ☎ 55-3135

### 電

子証明書の有効期限は切れていませんか？電子申告（e-Tax）を行う前にご確認ください。

●カードに記載された有効期限ではありません！

住民基本台帳カード（住基カード）に格納されている公的個人認証サービスの電子証明書は、有効期間が3年間となっています。更新手続きは有効期限が切れる3ヶ月前から受付けることができます。

### ●電子証明書有効期限の確認方法

▽電子証明書発行時に交付した「電子証明書の写し」A4サイズ1枚に期限が記されています。

▽インターネット「公的個人認証ポータルサイト」のオンライン窓口で検索できます。

### ●電子証明書更新手続き方法

お使いの住基カードと顔写真付きの身分証（運転免許証・パスポートなど）を持参のうえ、市民課または各支所でお手続きください。 ※手数料500円

※電子証明書更新と住基カード発行手続きは、申請や受取方法が異なります。

お知らせ

## 市税の延滞金と還付加算金の率の特例が見直されました

税務課 ☎ 22-3148 ☎ 55-3148

※ H25.12.31 まで

現行		率	特例	特例適用時の延滞金等の率
延滞金	納期限の翌日から1か月を経過した日以後	14.6%	特例なし	14.6%
	納期限の翌日から1か月を経過する日まで	7.3%	(特例基準割合)	4.3%
還付加算金		7.3%	(特例基準割合)	4.3%

(※ 1)

※ H26.1.1 から

改正後		率	特例 (※ 2)	特例適用時の延滞金等の率
延滞金	納期限の翌日から1か月を経過した日以後	14.6%	(特例基準割合) + 7.3%	9.2%
	納期限の翌日から1か月を経過する日まで	7.3%	(特例基準割合) + 1%	2.9%
還付加算金		7.3%	(特例基準割合)	1.9%

(※ 2)

(※ 3)

**市** 税の延滞金と還付加算金の率の特例が見直され、平成26年1月1日から適用されます。これは、最近の低金利の状況から、市中金利を踏まえた水準に延滞金の割合の特例を見直したものです。

- (※ 1) 現行の特例基準割合・・・各年の前年の11月30日の日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（従来の公定歩合のこと）に、年4%を加算した率
- (※ 2) 改正後の特例基準割合・・・租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する率（各年の前々年の10月から前年の9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均）に、年1%を加算した率
- (※ 3) 特例基準割合を、平成23年10月から平成24年9月までの国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均に年1%を加算した率で算出しています。（平成25年中の率で算出）

塗装・防水工事・メンテナンスまで

**井上** 株式会社 井上

〒869-2302 熊本県阿蘇市三久保448番地22

web <http://www.aso-inoue.com/>

E-mail [info@aso-inoue.com](mailto:info@aso-inoue.com)

受付 平日 9:00~18:00

※土日祝日は事前連絡により対応可

塗

装

防

水

-お見積・調査 無料-

塗装 (屋根・壁・破風板・軒天・塀・建具・他)

防水 (雨漏れ調査・屋上・ベランダ・コナガ・他)

もしも 0967-32-1501